

七尾市雇用確保支援補助金

国の雇用調整助成金、産業雇用安定助成金を活用した皆様へ
補助金上乗せによる支援を行います。

■ 補助対象者

以下に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1)国の雇用調整助成金（令和7年1月1日からの能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例）、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の支給決定を受けた事業主
- (2)七尾市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主
- (3)市税に滞納がない者
- (4)補助金の申請後も事業を継続する意思のある者

■ 補助対象経費

一時的に休業又は在籍型出向（出向元・出向先）を行った賃金等の一部を補助

（国の雇用調整助成金、産業雇用安定助成金の支給決定額の算定の基礎となった経費）

■ 補助金額

国の助成率4/5の場合 自己負担額（※）×1/2

上限 1人につき 1,079円/日

（国の上限額に変更があった場合は、市の上限額も変更する。）

※自己負担額…補助対象経費から国の助成金の支給決定額を差し引いた額

<制度イメージ>

国助成金で生じる自己負担分への補助

自己負担

国助成金
4/5

上限額:8,635円

■ 必要書類

【産業雇用安定助成金】は、出向元事業主が、出向先事業主に係る申請書類もまとめて提出

- ・七尾市の補助金交付申請書（様式第1号）（様式第2号）、宣誓・同意書（様式第3号）
- ・【法人の場合】法人の登記事項証明書の写し、【個人事業主の場合】住民票の写し
- ・（国）助成金の支給決定の写し、支給申請書の写し
- ・【雇用調整助成金】（国）助成額算定書の写し、（国）休業・教育訓練実績一覧表の写し
- ・【産業雇用安定助成金】（国）支給対象者別支給額算定調書の写し、（国）出向元（先）事業所賃金補填額・負担額等調書の写し

■ 申請・問い合わせ先

七尾市産業部産業振興課 〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

TEL : 0767-53-8565 メール : sangyou-s@city.nanao.lg.jp

七尾市HP

